

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和2年12月14日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年1月26日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 山形市監査委員 | 玉 | 田 | 芳 | 和 |
| 同 | 村 | 山 | 秀 | 幸 |
| 同 | 渡 | 辺 | | 元 |
| 同 | 中 | 野 | 信 | 吾 |

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和2年12月14日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

| 団体名及び 所管部課名 | 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|-------------------------------------|--|--|
| 一般社団法人山形市観光協会 商工観光部 観光戦略課 | <p>指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市観光協会補助金において、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給にあたり、給与規程どおりに計算されず、手当を多く支給しているものがあつた。 なお、多く支給した分を差し引いた人件費の額は、補助対象予算額を超えた額となっているため、補助金の交付額には影響しない。 （一般社団法人山形市観光協会）</p> | <p>1 手当の支給の際、給与規程に基づいた支給になっているか等の確認を徹底するとともに、チェック体制の強化を行うよう指導しました。 なお、多く支給した分は再計算のうえ、適切な額に修正し、職員からの精算は完了しております。</p> |